



市では、健康で生きがいのあるまっくも自給的としたヘルスパイオタウン事業の一環として、市役所南館ロビーと本館・小倉の行政サービスコーナーに、皆が自由に利用できる電子血圧計を設置しています。取り扱いはかんたん簡単です。日ごろの健康管理や健康づくりの参考として大いに利用してください。

ご利用ください 電子血圧計

市では、健康で生きがいのあるまっくも自給的としたヘルスパイオタウン事業の一環として、市役所南館ロビーと本館・小倉の行政サービスコーナーに、皆が自由に利用できる電子血圧計を設置しています。取り扱いはかんたん簡単です。日ごろの健康管理や健康づくりの参考として大いに利用してください。

高医療費市町村の指定受ける 国保安定化計画を実施

市民との連携を更に強化

本市は今年度、厚生省から「高医療費市町村」の指定を受け、国保医療費の適正化を中心とする「国保事業運営安定化計画」を作成し、実施することになりました。これは、今年六月、国民健康保険法が改正されたことによる取り組みです。今回は、この安定化計画の内容をお知らせし、皆さんのご理解とご協力をお願いするものです。

求められる 医療費適正化対策

高医療費市町村とは

この「高医療費市町村」とは、国が定める医療費の地域差指数にも決定されるものとして、災害による特別事情の医療費を除いた市町村の国保給付費(医療費)が、全国の平均を超過する市町村を指す。

今年度、高医療費市町村として指定を受けたのは、宇治市を含めて四十八市町村(七月十日付)です。内容は、北海道を中心に大阪や福岡などの医療費が高い道府県に指定されている市町村が、京都府内では宇治市が唯一指定を受けています。

「推進本部を設け
全庁的な取り組み」

本市の場合、地域差指数は、一・一八倍と高く、このままでは国保制度の安定運営を危うくするおそれがあるため、医療費を適正に抑えるために、保険料収支を確保する必要があります。そこで市内に「国保事業運営安定化推進本部」を本部として、

「一七倍を越えた市町村が該当します。そして、これら該当市町村は、安定化計画の作成と実施が義務づけられています。」

「推進本部を設け
全庁的な取り組み」

本市の場合、地域差指数は、一・一八倍と高く、このままでは国保制度の安定運営を危うくするおそれがあるため、医療費を適正に抑えるために、保険料収支を確保する必要があります。そこで市内に「国保事業運営安定化推進本部」を本部として、

「一七倍を越えた市町村が該当します。そして、これら該当市町村は、安定化計画の作成と実施が義務づけられています。」

「一七倍を越えた市町村が該当します。そして、これら該当市町村は、安定化計画の作成と実施が義務づけられています。」

表Ⅰ 市国保医療費の全国平均との対比 —61年度決算— 全国平均=100

区分	若人		老人		退職者		全		体	
	受診率	1人あたり医療費	受診率	1人あたり医療費	受診率	1人あたり医療費	受診率	1人あたり医療費	受診率	1人あたり医療費
入院	90.5	98.6	114.3	113.4	98.8	138.0	87.3	96.7	126.1	98.8
入院外	96.2	103.8	112.8	93.1	112.2	128.5	94.8	100.7	112.3	95.8
計	96.0	101.3	110.4	94.5	113.3	136.6	94.5	98.6	114.7	96.0

区分	1人あたり診療費			
	若人	老人	退職者	全体
入院	102.0	154.5	106.5	125.4
入院外	112.4	134.3	107.4	120.1
計	107.2	146.2	107.0	122.9

表Ⅱ 国保診療費に占める入院割合の近隣5市との比較 —62年度決算見込み(老健+老健外)—

市町村	入院 割合	入院外 割合
宇治市	49.51%	
京都市	48.4%	
大阪市	49.4%	
八幡市	48.5%	
向日市	46.6%	
長岡京市	49.8%	

表Ⅲは、本市における病床数、入院診療費、入院割合の推移を示しています。入院診療費は、昭和五十八年度から、最近五年間で病床数は約二倍増、入院診療費は約四倍増、入院割合は約二倍増となっています。

表Ⅳは、国保入院診療費の推移を示しています。昭和五十八年度から、最近五年間で病床数は約二倍増、入院診療費は約四倍増、入院割合は約二倍増となっています。

表Ⅴは、国保入院診療費の推移を示しています。昭和五十八年度から、最近五年間で病床数は約二倍増、入院診療費は約四倍増、入院割合は約二倍増となっています。

表Ⅵは、国保入院診療費の推移を示しています。昭和五十八年度から、最近五年間で病床数は約二倍増、入院診療費は約四倍増、入院割合は約二倍増となっています。

表Ⅶは、国保入院診療費の推移を示しています。昭和五十八年度から、最近五年間で病床数は約二倍増、入院診療費は約四倍増、入院割合は約二倍増となっています。

表Ⅷは、国保入院診療費の推移を示しています。昭和五十八年度から、最近五年間で病床数は約二倍増、入院診療費は約四倍増、入院割合は約二倍増となっています。

「高医療費」の現状 全国平均を上回る 一人あたり診療費

低い受診率と高い一人あたり費用額、市国保医療費の全国的傾向。本市が高医療費市町村に指定された理由となった国保医療費の現状と特徴は、このようになっているのです。

①受診率は、老人入院分を除いて、すべて全国平均以下。②一件当たり診療費は、入院外分は全国平均を上回るが、入院分は全国平均以下。③医療サービスの単価は、入院・入院外ともに全国平均を大きく上回り、特に老人入院分が高い。

④次に、表(Ⅱ)から、一人当たり診療費は、老人入院分を除いて、すべて全国平均以下。

⑤次に、表(Ⅲ)から、一人当たり診療費は、老人入院分を除いて、すべて全国平均以下。

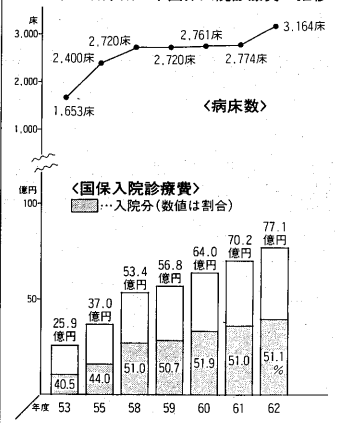
⑥次に、表(Ⅳ)から、一人当たり診療費は、老人入院分を除いて、すべて全国平均以下。

⑦次に、表(Ⅴ)から、一人当たり診療費は、老人入院分を除いて、すべて全国平均以下。

⑧次に、表(Ⅵ)から、一人当たり診療費は、老人入院分を除いて、すべて全国平均以下。

⑨次に、表(Ⅶ)から、一人当たり診療費は、老人入院分を除いて、すべて全国平均以下。

表Ⅲ 市内病床数と市国保入院診療費の推移



表Ⅳ 市国保入院診療費の診療行為別割合

区分	診療行為別割合(%)									
	診療	検査	注射	検査	検査	処置	手術	入院料	その他	合計
宇治市	0.1	5.4	19.3	12.1	3.9	5.3	7.4	44.9	1.6	100.0
全国平均	0.1	5.7	14.8	8.5	3.0	5.9	6.2	54.7	1.1	100.0

表Ⅴ 老健分の入院

表Ⅵ 老健分の入院

表Ⅶ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

大切な「健康づくり」

国保運営安定化への取り組み

ヘルスパイオタウン事業も活用

本市は、このような傾向と特徴を踏まえ、国保医療費の適正化を図るため、高医療費市町村の指定を受け、国保事業運営安定化計画を作成し、実施することになりました。

また、皆さんの健康づくりのために、ヘルスパイオタウン事業の一環として、健康づくりの推進を図ります。

その主なものは、次のとおりです。

(1)ヘルスパイオタウン事業の充実

(2)市民・加入者の連携強化

表Ⅳ 市国保入院診療費の診療行為別割合

表Ⅴ 老健分の入院

表Ⅵ 老健分の入院

表Ⅶ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

表Ⅷ 老健分の入院

64年度

保育所の入所申請

12月6日から受け付け

昭和六十四年度の保育所入所申請書の受付が、本市各保育所において、12月6日から受け付けます。

〔申し込みが出来る人〕
昭和六十四年四月一日現在で、生後六ヶ月以上六歳未満の乳幼児で、母親が家庭外で仕事をしたり、病気で保育が出来ない場合に限ります。

〔申し込みの必要書類〕
① 申込用紙(必要書類)
② 母子手帳
③ 住民票の写し
④ 収入印紙(必要書類)
⑤ 申請書(必要書類)
⑥ 申請書(必要書類)
⑦ 申請書(必要書類)
⑧ 申請書(必要書類)
⑨ 申請書(必要書類)
⑩ 申請書(必要書類)



神明宮北
今西 沙織ちゃん
S.62.11.12
さおりちゃんは動物が大好き。やさしい女の子に育ってね。

この欄に掲載するお子さん(62年12月生まれ)を募集しています。広報課へご連絡ください。

産休明け・昼間里親保育も

申し込み受け付け

申し込み

お知らせ

〔トレーニング機器〕
黄葉体育館にあるトレーニング機器を、正しく安全に使うための講習会を行います。

〔実技講習会〕
黄葉体育館にあるトレーニング機器を、正しく安全に使うための講習会を行います。

市民体育のお知らせ

市民体育の
お知らせ

〔市民体育〕
市民体育の開催が、12月10日から12月12日まで、黄葉体育館で開催されます。

〔市民体育〕
市民体育の開催が、12月10日から12月12日まで、黄葉体育館で開催されます。

参加者を募集

昭和六十四年二月二十一日に開かれる「第六回宇治川マラソン大会」の参加者を募集します。

種別	男子	女子
A 中学生	男子	女子
B 中学生	男子	女子
C 一般(高校生を除く)	男子	女子
D 一般(高校生以上)	男子	女子
E 壮年(40歳以上)	男子	女子
F 壮年(35歳以上)	男子	女子
G 一般(高校生以上)	男子	女子
H 一般(高校生以上)	男子	女子
I 一般(高校生以上)	男子	女子
J 一般(高校生以上)	男子	女子

保育所入所申請の集中受付日程表

月日	受付場所	対象保育所(園)
12.6(日)	のほり保育園	北木橋保育所・木橋保育所・明星保育所のほり保育園・なかよし保育園
12.7(月)	西小保育所	伊勢田保育園・西小保育所・北小保育所・南浦保育園
12.8(火)	くま保育園	大久保保育所・同徳保育園・くま保育園
12.9(水)	いすみ保育園	いすみ保育園・模範保育園
12.10(木)	小倉・東園保育所	ひいらぎ保育園・広野保育所・小倉・東園保育所
12.11(金)	三浦戸保育園	三浦戸保育園・あさひ保育園・宇治保育所

年金請求の窓口

年金請求の窓口は、受給者の年金の種類により異なります。市内に在住する年金受給者は、本市の窓口で請求します。

〔年金請求の窓口〕
① 国民年金(第一号)：市役所
② 国民年金(第二号)：市役所
③ 国民年金(第三号)：市役所
④ 国民年金(第四号)：市役所
⑤ 国民年金(第五号)：市役所
⑥ 国民年金(第六号)：市役所
⑦ 国民年金(第七号)：市役所
⑧ 国民年金(第八号)：市役所
⑨ 国民年金(第九号)：市役所
⑩ 国民年金(第十号)：市役所

社協のお知らせ

〔冬の貸し付け〕
社会福祉協議会は、失業や病気、事故などで生活に困窮している世帯に、冬の貸し付けを行います。

〔冬の貸し付け〕
社会福祉協議会は、失業や病気、事故などで生活に困窮している世帯に、冬の貸し付けを行います。

冬の貸し付け

〔冬の貸し付け〕
社会福祉協議会は、失業や病気、事故などで生活に困窮している世帯に、冬の貸し付けを行います。

〔冬の貸し付け〕
社会福祉協議会は、失業や病気、事故などで生活に困窮している世帯に、冬の貸し付けを行います。

在宅障害者

〔在宅障害者〕
在宅障害者の支援が、12月10日から12月12日まで、黄葉体育館で開催されます。

〔在宅障害者〕
在宅障害者の支援が、12月10日から12月12日まで、黄葉体育館で開催されます。

募集 募集 募集

〔私の健康づくり 体験手記を募集〕
健康づくりの体験手記を募集します。市内に在住する健康づくりの体験手記を募集します。

〔私の健康づくり 体験手記を募集〕
健康づくりの体験手記を募集します。市内に在住する健康づくりの体験手記を募集します。

〔HOPE住宅 作文・絵画を募集〕
HOPE住宅の作文・絵画を募集します。市内に在住するHOPE住宅の作文・絵画を募集します。

〔HOPE住宅 作文・絵画を募集〕
HOPE住宅の作文・絵画を募集します。市内に在住するHOPE住宅の作文・絵画を募集します。

〔中では自然・歴史・文化を大切に〕
中では自然・歴史・文化を大切に、生活に活用しています。市内に在住する中では自然・歴史・文化を大切に、生活に活用しています。

〔中では自然・歴史・文化を大切に〕
中では自然・歴史・文化を大切に、生活に活用しています。市内に在住する中では自然・歴史・文化を大切に、生活に活用しています。

献 血

- 1日(宇治市保健医療センター)10時～正午、13時～15時半、21日(京都宇治交通<株>宇治車庫)10時～正午、13時～15時半。

飼えなくなった犬・猫の引き取り

- 毎週月曜日(宇治保健所)9時～10時半。ただし、12月26日と64年1月2日は、引き取りを行いません。

相談あんない

- 青少年相談(9日、市民会館13時～16時)。
- 京都府交通事故相談(7日、21日、京都府宇治地方振興局☎2049、9時～16時。交通事故の法律問題、示談のしかた、賠償

額の算定、訴訟や調停のしかた、自賠責保険の利用のしかたなど、お気軽にご相談ください。

相談は無料、秘密は厳守。

社会福祉協議会の法律(定員10人)・年金・結婚・登記・心配ごとなどの相談日程や、行政・人権・消費生活・精神障害者相談の日程は、63年度版「市民カレンダー」と手びき」に掲載。ご利用ください。

このほか、市政相談と一般生活相談は市役所市民相談室で、消費生活相談は商工観光課で、教育相談は教育委員会、日曜日を除く毎日受け付け。家庭児童相談は月～金曜日の10時～16時に総合福祉会館3階の家庭児童相談室(☎8698)で。

不用品情報センターの開設

来春2月28日まで3カ月間

市では、家庭に放置されている不用品を効率的に活用していただくため、不用品情報センターを開設。今後は、後期として11月1日から14年12月28日まで、3カ月の間実施します。欲しいもの、譲りたいものを登録していただきます。

登録方法は、不用品の提供者・希望者は、電話がきき、または来庁で不用品情報センターに登録してください。受付時間は、平日午前9時～午後5時、土曜日は午前9時～午後1時です。

登録項目：(1)品名、型式、規格、品質、(2)購入年月、消耗程度、(3)希望価格、(4)住所、氏名、電話番号と、品物の取引方法、提供・希望者の条件がほぼ一致した場合、情報センターから連絡先、(5)その希望条件に利用していただくため、不用品情報センターを開設。今後は、後期として11月1日から14年12月28日まで、3カ月の間実施します。欲しいもの、譲りたいものを登録していただきます。

希望者に連絡し、当事者間で話し合ってください。結果は1日以内に希望者から情報センターへ報告をお願いします。

●登録・問い合わせ 不用品情報センター 〒611 宇治市宇治野路33宇治市商工観光消費生活係(☎3141)

保健・衛生・相談・移動図書館(12月分)

宇治市中央図書館（511）		日		巡回日程																															
27日 (火)	28日 (水)	29日 (木)	30日 (金)	31日 (土)	1日 (日)	2日 (月)	3日 (火)	4日 (水)	5日 (木)	6日 (金)	7日 (土)	8日 (日)	9日 (月)	10日 (火)	11日 (水)	12日 (木)	13日 (金)	14日 (土)	15日 (日)	16日 (月)	17日 (火)	18日 (水)	19日 (木)	20日 (金)	21日 (土)	22日 (日)	23日 (月)	24日 (火)	25日 (水)	26日 (木)	27日 (金)	28日 (土)	29日 (日)	30日 (月)	31日 (火)
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	13:10	
北山町	伊勢田	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町	北山町
13:10</																																			

12月の燃えないゴミ・し尿収集日程表

燃えないゴミ(清掃事務所☎22-3141)

12/1	19	木五ヶ庄(熊小路、谷前、西田、古川、北ノ庄、西川、原、東、寺野、野添、大林、梅林、西浦、新開、平野、折坂、福角、二・三番割、J R以西の芝ノ東、高峰山)
2	20	五ヶ庄(大八木、上村、岡本、日替田、一里塚、戸ノ内、京大宿舎)(平野を除く全域)
5	21	五ヶ庄(山本、乙方、東内、又坂、山田、里見、小坂、宇文字、巻香、妙楽、蓮華、塔川、善法、東山、下屋、上柳町、琵琶、野神、武蔵、池森、米阪、矢落、若森、J R以南の天神)
6	22	白折川(全域)、天神台(全域)、小南(全域)、羽拍子(全域)、神宇(全域)、琵琶(全域)、琵琶(全域)
7	23	開田町(国道筋を除く全域)、野山町(全域)、西大久保府営住宅(1～20棟)
8	24	開田町(国道筋)、大久保町(北ノ山、山ノ内、南ノ口、大竹、上ノ山、久保)
9	26	伊勢田町(名木、浮田、藤田、中ノ田、中ノ荒、新中ノ荒、ウトロ、南山)
10	27	小倉町(新田島を除く近鉄以東の全域、西山)
12	28	伊勢田町(北山、大谷、若林、井尻、中山、毛語)
13	29	小倉町(蓮池、堀池、南堀池、京銀前から南京信前までの市道筋以北の西浦)
14	1/4	伊勢田町(南堀池)
15	1/5	横島町(全域)、近鉄以西の新田島)
16	1/6	六地蔵(河原、北島、西中、内畑、大瀬戸、西浦、中村、南山畑、南山、南端、J R以西の正中・東中)

し尿(城南衛生管理組合☎075-631-5171)

1	21	六地蔵・木幡・五ヶ庄・菟道・炭山・笠取地域
2	22	南山畑、北山畑、大瀬戸(J R以東)、中村(J R以東)、東中(J R以東)、北島一部
3		北島、松尾、平尾、須留
5		花柳、赤塚、陣ノ内(J R以東)、御園、御蔵山、北御園、正中(J R以東)、町並一部
6		北御蔵山(平尾)、中御蔵山、町並、奈良町、畑町、炭山全域、畑山田
7		正中(J R以西)、西中一部、東中(J R以西)、陣ノ内(J R以西)、河原、徳永、柿ノ木町、北島、一丁目、札ノ辻町、柑屋町
8		内畑、西中、中村(J R以西)、大瀬戸(J R以西)、塚ノ東、西浦、熊小路、南端(J R以西)
9		大林、梅林、芝ノ東(J R以西)、西浦(府道以西)
12		寺野道、古川、西田、北ノ庄、野添、谷前、梅林官有地、大林一部
13		新開(J R以西)、平野(J R以西)、折坂(J R以西)
14		福角(J R以西)、日替田、岡本、上村、大八木、笠取
15		軍田一部、平野、一里塚、戸ノ内(横島飛地)
16		軍田、丸山、出口(J R以西)、森本(J R以西)、谷下り(J R以西)
17		福角(J R以東)、折坂(J R以東)、平野、一番割、二番割、三番割一部、平野府営住宅
19		西浦(府道以東)、三番割、芝ノ東(府道両側)、南端(J R以東)、新開(J R以東)
20		芝ノ東(府道以西)、広岡谷、南山(A)、中村(さつき丘)

1	21	白川・志津川・菟道・宇治・神明・広野町・開町・大久保町地域
2	22	寺山、大開一部、宮谷、尖山一部、丸山、一里山(府道以南、市道以東)、中島、石塚(心華寺通り以西)
3		東裏、一里山、桐生谷、開町、石塚(心華寺通り以東)、宮北一部
5		小根尾、大開一部、尖山一部、宮西、宮北、宮東(城南本通り以西)
6		宮東(城南本通り以東)、野神、大谷、武蔵(府道以南)、大谷山(権現町)、琵琶、若森(J R以西)、矢落(J R以南)
7		下屋、善法、巻香、妙楽、宇文字、里見(J R以南)、塔川
8		蓮華、乙方、東内、又坂、山田、紅雲、白川、金井ノ山、荒瀬、田中、大垣内、妙見、志津川
9		森本(J R以東)、段ノ上、敷里、東西車上り、東中、西中、河原、門前、只川、中筋、池山、谷下り(J R以東)、出口(J R以東)
19		田原、井ノ尻、日換、平盛、南ノ口
20		北ノ山、山ノ内、上ノ山、大竹、茶屋裏、久保、南ノ口一部、西裏、寺山(J R以西)、寺山(聖光園地)

年末年始と1月分の日程表は12月21日まで

年末年始のし尿・可燃ゴミの特別収集日程と、昭和64年1月1日の収集日程は、市政だより12月21日号に掲載します。ご注意ください。(宇治市清掃事務所・城南衛生管理組合)

1	21	小倉町・伊勢田町・横島町・宇治・羽拍子町地域
2	22	羽拍子町
3		武蔵(府道以北)、池森、米阪、蛇塚
5		北山A・B・C・D団地、中央台、西山(国道以西)、神楽田(山中含む)
6		戸ノ内、矢落(J R以北)、若森(J R以北)、里見(J R以北)、小根、南堀池(田中、大和一部西2号通り以北)
7		東目川、西目川、南落合(0～3の通りまで)
8		南落合(4の通り以降～13の通りまで)
9		南浦(100～110、84～98、30～33)、大京団地、山際一部
10		南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)
12		山際、半白、蘭場(大川原線以北)、大橋、北内、門口、篠貴、郡、石橋(大川原線以東)
13		老ノ木、久保、西山(国道以東)、寺内一部、蓮池、天王(府道宇治小倉停車場線以北)
14		天王(府道宇治小倉停車場線以南)、東山、蔭山、吹前、中川原(大川原線以東)、十一(大川原線以東、国道以東)、十六(国道以東)、十八(国道以東)
15		寺内、西浦
16		南堀池(本通り以北)、南堀池(本通り以南)
17		南堀池(大和)、堀池
19		南堀池、遊田、砂田、南山、ウトロ、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮田、安田町全域
20		中山(近鉄以東)、大谷、西畑、中畑、春日森、一ノ坪、島前、大町、大川原、中川原(大川原線以西)、石橋(大川原線以西)、中山(近鉄以西)、毛語、若林